

# 「景観法施行とこれからの建築物の色彩」

Color Design of Buildings and Structures  
under the Landscape Law



CD 研究所  
第2研究部  
宮川理香  
Rika  
Miyagawa

## 1. はじめに

2004年12月、わが国で初めて都市や農山漁村における良好な景観の形成を図るべく、景観についての総合的な法律である「景観法」が施行された。2003年に国土交通省から出された「美しい国づくり政策大綱」に盛り込まれていた「景観に関する基本的な法律の確立」が実現したものである。景観法施行以前に地方公共団体によって自主的に500以上の景観条例など景観に関する取り組みが積極的に行われ、景観に対する国民や地方公共団体の意識が高くなってきている。

本報では、景観法の概略および具体的な事例として神奈川県小田原市の景観計画と景観形成の実態を取り上げ、塗料メーカーとしての色彩提案のあり方について提言する。

## 2. 景観法の特徴

今までの色彩に関する自主条例は地方公共団体独自に策定されていた。多くの場合、条例には共通の基本理念がなく、罰則もなかったため、望ましくない行為に対して指導の限界があった。また、税制面や財政上の支援がなかったため、思うように景観を整備できないといった問題もあった。

景観法はこれらの背景をもとに以下のような特徴を備えている。

- ・基本理念など基本法の性格と景観計画、景観整備機構など具体的な規制や支援措置が定められている。
- ・都市部だけでなく農村部なども対象としている。
- ・地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる。
- ・いざという時に強制力を発揮できる措置が付与されている。
- ・NPOや住民が参加しやすいように措置されている。
- ・建物や工作物の形態意匠に関わる認定制度がつけられている。
- ・景観協議会、景観協定など緩やかな手法による景観整備・保全の手法が設けられている。
- ・予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が講じられている。

## 3. 景観法の内容

景観法は、景観に関する基本的な部分と、良好な景観形成のための具体的な規制や支援を定める部分の二つに大別できる。

基本的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明確にしている。

具体的な規制と支援に関する部分では、1) 景観計画の策定、2) 景観計画区域や景観地区などにおける行為の規制、および、3) 景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業などの支援などについて定めている。以下に、景観法のこれらに関する具体的な内容について抜粋した。

### 3.1 基本理念と責務

#### 〈基本理念〉

- ・良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- ・良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- ・良好な景観は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- ・景観形成は、観光や地域の活性化に大きく貢献し、地方公共団体、事業者、住民の一体的な取り組みが必要
- ・良好な景観形成は、現にある良好な景観の保全のみならず新たな創出を含む

#### 〈責務〉

- ・住民 : 自ら良好な景観の形成に積極的な役割をはたす国又は地方公共団体の施策への協力
- ・地方公共団体 : 良好な景観の形成の促進に関し、区域的社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施
- ・国 : 良好な景観の形成に関する総合的な施策の策定及び実施  
普及啓蒙活動等を通じて、国民の理解を深める
- ・事業者 : 事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める  
国又は地方公共団体の施策への協力

表1 景観行政団体

平成18年8月1日現在、公示済及び公示予定のものを含め、231の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられています。

都道府県	政令指定都市	中核市	その他の市町村
北海道	札幌市	旭川市、函館市	東川町、清里町、美瑛町（予定）
青森県			青森市
岩手県			平泉町、盛岡市、一関市
宮城県	仙台市		
秋田県		秋田市	
山形県			酒田市、鶴岡市
福島県		郡山市、いわき市	南会津町、三春町
茨城県			つくば市、守谷市、水戸市
栃木県		宇都宮市	日光市、小山市、那須町
群馬県			伊勢崎市、富岡市、高崎市
埼玉県	さいたま市	川越市	秩父市、戸田市、八潮市、草加市、川口市
千葉県	千葉市	船橋市	市川市、市原市、我孫子市、柏市、佐倉市、流山市、浦安市
東京都			
神奈川県	川崎市 横浜市	横須賀市 相模原市	真鶴町、平塚市、小田原市、大磯町、秦野市、鎌倉市、葉山町、逗子市、湯河原町、箱根町、藤沢市、茅ヶ崎市、座間市、大和市
山梨県			山梨市、韮崎市、南アルプス市、富士河口湖町、北杜市、甲州市、市川三郷町、早川町、小菅村
長野県		長野市	小布施町、松本市
新潟県		新潟市	新発田市
富山県		富山市	高岡市
石川県		金沢市	加賀市（予定）
岐阜県		岐阜市	各務原市、多治見市、中津川市、美濃市、可児市、下呂市、大垣市、高山市
静岡県	静岡市	浜松市	熱海市、富士市、三島市
愛知県	名古屋市	豊橋市、岡崎市、豊田市	犬山市、長久手町
三重県			
福井県			小浜市、大野市、勝山市、福井市
滋賀県			近江八幡市、大津市、高島市、彦根市
京都府	京都市		南丹市、宇治市
大阪府	大阪市、堺市	高槻市、東大阪市	
兵庫県	神戸市	姫路市	伊丹市
奈良県		奈良市	橿原市
和歌山県		和歌山市	
鳥取県			倉吉市、鳥取市
島根県			松江市、津和野町、大田市
岡山県		岡山市、倉敷市	早島町、新庄村
広島県	広島市	福山市	三次市、尾道市、呉市
山口県		下関市	萩市、宇部市、光市、山口市
徳島県			上勝町、三好市
香川県		高松市	直島町、宇多津町（予定）、善通寺市（予定）
愛媛県		松山市	大洲市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町
高知県		高知市	檜原町
福岡県	北九州市、福岡市		志摩町
佐賀県			佐賀市、嬉野市、唐津市、武雄市（予定）
長崎県		長崎市	
熊本県		熊本市	山鹿市（予定）
大分県		大分市	別府市、由布市、宇佐市、臼杵市、杵築市、中津市
宮崎県		宮崎市	日南市
鹿児島県		鹿児島市	
沖縄県			石垣市
47	15	36	133

- 政令指定都市・中核市は景観法の施行に伴って、自動的に景観行政団体となりました。
- その他の市町村は都道府県と協議・同意により、景観行政団体となることができます。
- 上記以外の地域は都道府県が景観行政団体になります。

### 3.2 景観行政団体

景観法では、地域の景観行政を担う『景観行政団体』が景観法にもとづき景観計画を策定する。都道府県、政令都市、中核都市は自動的に『景観行政団体』になり、その他の市町村は都道府県知事との協議・同意により『景観行政団体』になることができる。国土交通省がまとめた2006.8.1日現在の『景観行政団体』は計231団体(表1)であり、自動的に同団体となる都道府県や政令都市を除く市町村は133団体に達している。さらに今後、景観行政団体になろうとしている市町村も多い。いち早く景観行政団体となった市町村を見ると、歴史的景観資源を持っている観光地はもとより、都市近郊の一般的な市町村も多く含まれる。

### 3.3 景観計画

景観法を活用するにあたって、『景観行政団体』は地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる区域などに『景観計画』を定めることができる。景観計画は次のような事項を定めることができ、景観法上の様々な措置を検討できる(図1)。

- ・景観計画区域の指定
- ・景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要建築物・景観重要樹木の指定
- ・建築物や工作物の建設や開発行為に関する規制
- ・屋外広告物の行為に関する規制

景観計画が策定された区域では、新改築や修繕などの行為に関する規制が定められる。建築物の色彩変更のような場合についても届出が必要になり、届出された内容が基準に該当しない場合は変更命令が出される。

もし、変更命令に違反した場合は、1年以下の懲役、又は、50万円以下の罰金、届出を行わなかった場合も30万円以下の罰金が科せられる。このように景観法により、従来の自主的な条例より実効力のある仕組み作りが可能になったわけである。

### 3.4 景観計画区域と景観地区又は準景観地区

景観法では「景観計画地区」「景観地区(都市計画)又は準景観地区」などの区域を設けている。

「景観計画地区」では次のような規制などが可能になる(図2)。

- ・建築物の建築などに対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導
- ・建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
- ・「景観上重要な公共施設」の整備が可能
- ・「電線共同溝法」の特例が適用される
- ・景観重要建築物・樹木の指定や景観協定の締結が可能

「景観地区(都市計画)又は準景観地区」では「景観計画地区」より積極的な誘導が可能になる。

- ・都市景観の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 〈必須事項〉建築物のデザイン・色彩の制限
- 〈選択事項〉建築物の高さ、壁面の位置、敷地面積の制限
- ・廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能

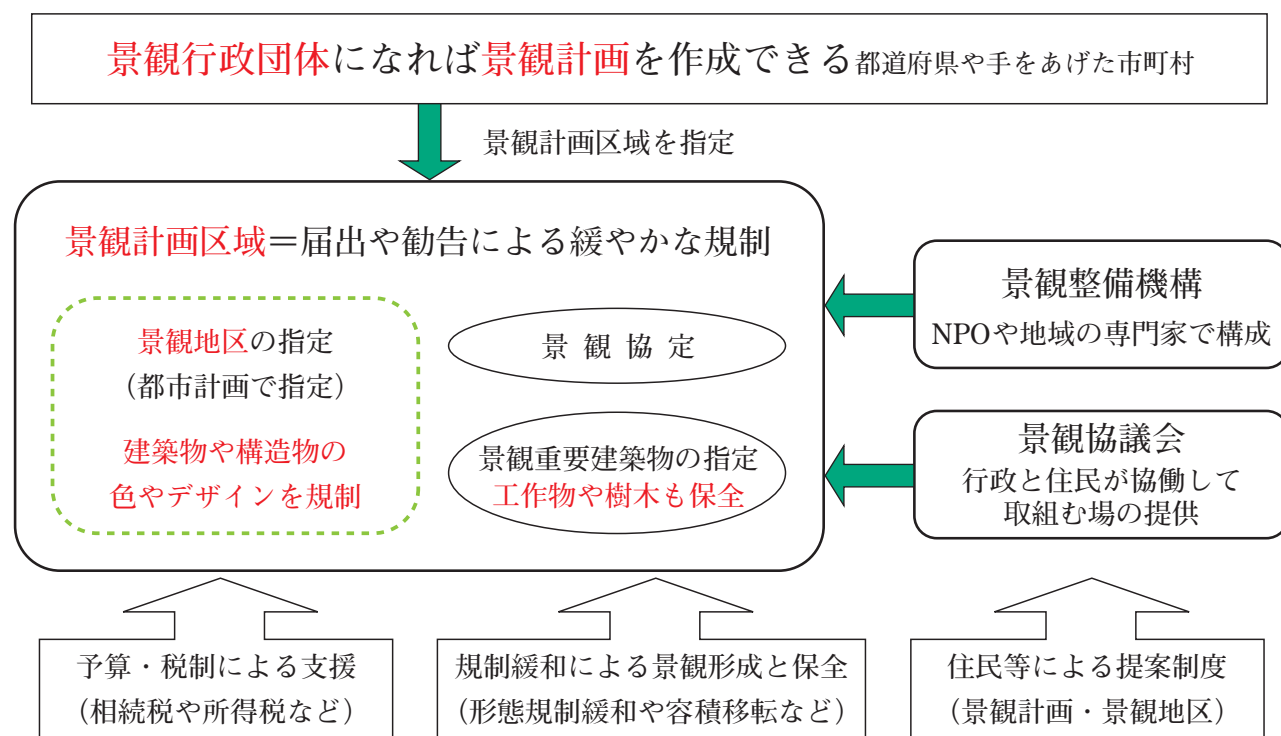


図1 景観法のイメージ



図2 景観法の対象地域のイメージ

### 3.5 色彩に関する規制

以上のように、景観法といっても日本全国に同じ規制が施されるのではなく、景観行政団体ごとに異なる内容になる。

従って、色彩に関する規制の内容も景観計画ごとに異なるが、以下の二つに大別できる。

一つは、「周辺環境と調和する色」「街並を損なわない色」というような表現で景観形成の方針は定めるが、具体的な基準を定めず、色を決める立場の人の裁量に任せている場合である。

もう一方は、具体的に数値や色票で色の基準を設定するケースで、マンセル値で推奨色の範囲を設定している場合やマンセル標準色票や日本塗料工業会塗料用標準色で具体的な推奨色を設定している。この場合は、届け出された内容が基準に該当しない場合には変更命令が出されるため、届出る前に建築物の色が基準に該当するか否かを確認する必要がある。

## 4. 神奈川県小田原市の事例

実際に景観法を策定した景観行政団体は表2に示す通りだが、そのなかから事例として神奈川県小田原市の景観計画の中から色彩の規制の部分に絞って、その内容を紹介する。

小田原市は近江八幡市に次ぎ全国で2番目に景観計画を策定した。小田原市では、平成2年12月に「小田原市都市景観ガイドライン」を、平成5年3月には「小田原市都市景観条例」(自主条例)を既に作成していたため、その内容を継承しつつ景観法に則った「景観計画」による景観づくりを進めている。豊かな自然景観を持ち、中世には城下町として栄え、江戸時代には東海道屈指の宿場町として発展してきた歴史を持つため、市内随所に歴史的・文化的遺産がある。小田

表2 景観計画策定状況

景観計画を策定した景観行政団体 (平成18年8月1日)

- 滋賀県近江八幡市 (平成17年 7月29日策定)
- 神奈川県小田原市 (平成17年12月16日策定)
- 長野県 (平成17年12月22日策定)
- 京都市 (平成17年12月27日策定)
- 神戸市 (平成18年 2月 1日策定)
- 大阪市 (平成18年 2月17日策定)
- 滋賀県大津市 (平成18年 2月21日策定)
- 長野県小布施町 (平成18年 3月17日策定)
- 岩手県一関市 (平成18年 3月24日策定)
- 岐阜県各務原市 (平成18年 3月31日策定)
- 兵庫県伊丹市 (平成18年 3月31日策定)
- 青森県 (平成18年 4月 1日策定)
- 神奈川県秦野市 (平成18年 4月 1日策定)
- 千葉県市川市 (平成18年 4月 6日策定)
- 神奈川県真鶴町 (平成18年 5月 1日策定)
- 神奈川県横須賀市 (平成18年 6月26日策定)
- 神奈川県逗子市 (平成18年 6月30日策定)

原市では【小田原のめざす景観】を次のように考えている。

- ・豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観
- ・歴史的・文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観
- ・活性化を促進する快適で魅力的な景観

このような景観形成を目標に、小田原城に隣接する三の丸小学校は武家屋敷風の校舎が建設され、市民の自慢になっている(写真1)。小田原市の景観計画では市内全域がゆるやかな誘導が可能な「景観計画地区」となっており、積極的に誘導が可能な「景観地区」としては「小田原城周辺地区」と「小田原駅周辺地区」が指定された。それぞれの地区の色彩に関する規制の内容は表3、4のとおりである。小田原市の景観地区の場合は一般戸建住宅も届出の対象となるため、市報などで「建築物等の新築、増改築、外壁の塗替えの際は、市にご相談ください」と広報している。

写真2は神奈川県小田原市に2005年に完成したマンショ



ンである。これは厳しい規制が敷かれている「景観地区」ではないが、「国道1号きらめき道づくり景観形成計画・基準」が設けられているエリアにある。このエリアでは電線類を地中化し、バス停、電話ボックスなどの道路付帯施設についても小田原らしいデザインということで瓦屋根になまこ壁風にするなどの修景整備が勧められていた(写真3~5)。



写真1 小田原市立三の丸小学校

表3 小田原市全域における制限(景観計画重点区域を除く)

最高の高さが12m以上または延べ面積が1000平米以上の建築物又は工作物の色彩変更で、変更面積が外観の過半数となるもの。

建築物及び工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラスなどの材料によって仕上られる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

使用する色相	彩度
0.1R~10R	4以下とする
0.1YR~5Y	6以下とする
上記以外の色相	2以下とする

表4 景観計画重点区域(小田原城周辺と小田原駅周辺)における制限

建築物または、工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更で、変更部分の見付面積が10平米以上のもの

■小田原城周辺地区

建物の屋根(庇を含む。以下この表において同じ。)及び外壁等(屋根以外の部分をいう。以下にこの表において同じ。)ならびに工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。以下にこの表において同じ。)の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあたっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上られる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

(1) 建築物の屋根の色彩

使用する色相	明度	彩度
0.1YR~5Y	5以下とする	4以下とする
上記以外の色相	5以下とする	0.5以下とする

(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩

使用する色相	明度	彩度
0.1YR~5Y	8.5以上の場合	2以下とする
	8.5未満の場合	4以下とする
上記以外の色相	全域	0.5以下とする

■小田原駅周辺地区

建築物及び工作物(日よけテント及び自動販売機を除く。以下にこの表において同じ。)の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上られる部分の色彩又は建築物もしくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。

使用する色相	彩度
0.1YR~5Y	6以下とする
上記以外の色相	0.5以下とする

色彩

そこに、この南欧風デザインのマンションが建設された。このエリアの色彩には「周辺の建築物群との調和に配慮し、派手な色の選択など特に突出した表現は控える」という景観形成の方針が出されている。再三の市の勧告に従うことなくマンション開発者はマンションを完成させたが、近隣住民からの非難の声が大きく、改善が求められている。

この小田原市の事例のように、特徴的な歴史的景観を保有しているエリアにもかかわらず、事業者や市民の中にはリゾート風の街づくりを好む場合がある。しかし、景観計画が策定されているエリアでは、建物の色彩の方向性がはっきりと示され制限が加えられるので、個人が住む建物の色についてもその指針に従って選定することが求められる。

## 5. 景観法に対応した色彩計画のポイント

以上のようにこれからは、「建物の外観は公共のもの」という意識を持つことが求められる。そして、自分たちの住む街の景観は自分たちで整え、誇りの持てる街並に育むことが大切になってくる。CD研究所第2研究部では景観の色彩及

び色彩計画について研究し、多くの建築物等の色彩提案を行ってきた。その成果をもとに景観法に対応した色彩計画のポイントを以下に述べる。

### 1) 景観計画や住民協定などの規制についてよく調査する。

建物が建設されている地区に景観計画や住民協定などの規制があるかどうかを確認し、規制がある場合は、それを尊重した色を選ぶ。

### 2) 地域に根付いている色を生かす。

従来、日本ではその土地の土や木材、地場産業などによるその地域独自の建材が建物に使われてきたことで、地域の景観が生まれた。例えば、沖縄の赤瓦や兵庫県出石町の赤土壁などである。そのような歴史に培われた色を絶やさず、育むことで全国画一的な景観になることが避けられる。

### 3) 周辺環境に調和する色彩を組み合わせる。

ひとつの建物での配色バランスだけでなく、周辺の環境色彩とのバランスを確認することが大切である。小田原市にある南欧風のマンションはリゾート地に建設されていれば問題視されることなく受け入れられたと思われるが、伝統的な街並にあっては違和感を禁じえない。周囲から突出することなく、穏やかに調和する色彩になるよう考慮する。



写真2 国道1号線沿いのマンション



写真4 国道1号線沿いの電話ボックス



写真3 国道1号線沿いのバス停



写真5 国道1号線沿いのキャッシュディスペンサー

#### 4) 派手な色は避ける(騒色を取り除く)。

周囲から浮き上がる派手な色は商業地区でよく見かけるが、派手な色が多すぎると賑わいを超えて、無秩序な印象を与える。地区の特性を踏まえた色選定が大切である。

#### 5) 経年変化に耐える色を選ぶ。

最近の景観材料は機能に優れ、長期間の耐候性を持つものが増えてきている。しかし、色によっては汚れが目立ち、当初の色と異なる風合いになってしまう場合がある。汚れの付着しやすい幹線道路沿い、日差しが厳しい沿岸地域などは長期間たっても変化が目立たない色を選定する。

## 6. おわりに

上記のように景観法施行を機に、全国で景観形成への取り組みが活発に行われ始めている。塗料業界は色彩提供産業として建築の現場に対し、これから全国各地で策定されるであろう「景観計画」の情報を把握し、色彩の基準を守り、率先して地域の景観向上に協力していく必要性を啓蒙することが求められる。現場に近い私たち塗料業界のカラーデザイナーは、塗料販売店・塗装店をはじめとするユーザーに今までにも増して色彩計画の重要性の認識を普及させること、また、景観づくりに参加できるだけの知識と技量を備えた人材を育成することなど、その役割はますます重要になってくると思われる。

## 参考文献

- 1) 国土交通省ホームページ 景観ポータルサイト  
[http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan\\_portal.html](http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html)
- 2) 国土交通省ホームページ 景観法の概要  
<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/keikan/pdf/keikanhou-gaiyou050901.pdf>
- 3) 小田原市役所ホームページ  
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
- 4) 岸田里佳子;季刊「まちづくり」Vol.7 学芸出版社  
(2005)
- 5) 「景観色彩」景観材料推進協議会 (1997)